表 260 苦情の原因場所及び処理

	/+- */-	営業者の措置				
	件数	営業禁停止	指導票交付	口頭説諭	他自治体通報	始末書徴収
総数	393	-	19	207	15	13
飲食店営業	170	-	16	140	7	7
菓 子 製 造 業	9	_	1	4	2	2
魚 介 類 販 売 業	10	_	-	9	-	1
魚肉ねり製品製造業	_	_	-	_	-	_
乳 類 販 売 業	2	_	-	2	_	-
乳 処 理 業	_	_	-	_	_	-
乳 製 品 製 造 業	_	_	-	_	_	-
食 肉 販 売 業	14	_	1	13	_	_
めん類製造業	_	_	-	_	-	_
そうざい製造業	_	_	-	_	_	_
清涼飲料水製造業	_	_	-	_	_	_
食 品 製 造 業	4	_	-	3	1	_
菓 子 販 売 業	2	_	_	1	_	1
食 品 販 売 業	28	_	-	21	5	2
その他の営業	15	_	1	14	_	-
不明	114					
不良違反でないもの	23					
消費者に原因するもの	2					

注)食品専門監視担当分及び市場食品衛生検査所分を含む。

資料:健康危機管理担当